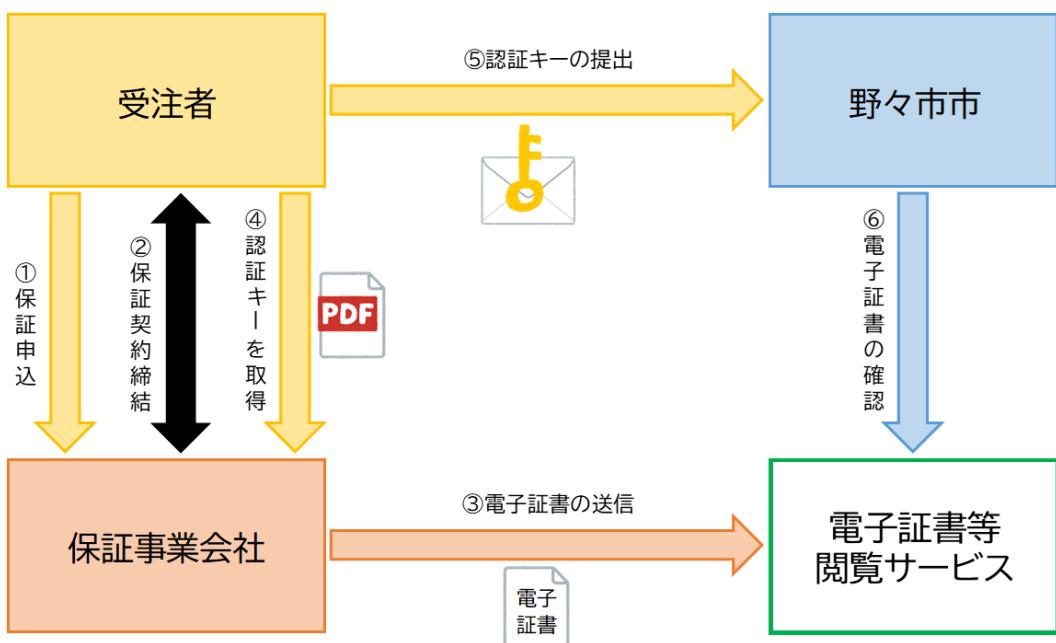


## 電子保証の流れ及び提出方法



### ① ②受注者↔保証事業会社

受注者は、保証事業会社へ保証申込を行い、電子保証により保証契約を締結

### ③ 保証事業会社⇒電子証書等閲覧サービス

保証事業会社は、電子証書等閲覧サービスに電子証書をアップロード

### ④ 受注者⇒保証事業会社

受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」(以下「保証契約番号等」という。)を取得

### ⑤ 受注者⇒野々市市

受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより野々市市に提出  
メールの標題は、保証名称【契約保証／前払金／中間前払金】及び工事名、受注者名

●上下水道事業に係る案件の提出先アドレス : [jougesui@city.nonoichi.lg.jp](mailto:jougesui@city.nonoichi.lg.jp)

●上記以外の案件の提出先アドレス : [kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp](mailto:kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp)

※上下水道事業に係る案件かどうかについては、指名通知書等に明記します

●メール標題(例) : 【契約保証】○○○○○工事\_(株)○○○建設

### ⑥ 野々市市⇒電子証書等閲覧サービス

野々市市は、提出された保証契約番号等をもとに、電子証書等閲覧サービスにアクセスし、保証内容を確認